

葉山町との生ごみ資源化共同処理について

1. 葉山町と逗子市との生ごみ資源化処理施設の整備運営に関する確認書
2. 5 月 13 日：生ごみ資源化共同処理に関する逗子市・葉山町の首長協議（概要）
3. 2 月 24 日：生ごみ資源化共同処理に関する逗子市・葉山町の協議（概要）
4. 3 月 31 日：生ごみ資源化共同処理に関する逗子市・葉山町の協議（概要）
5. 4 月 3 日：生ごみ資源化共同処理に関する逗子市・葉山町の協議（概要）
6. 4 月 28 日：生ごみ資源化共同処理に関する逗子市・葉山町の協議（概要）
7. 5 月 11 日：生ごみ資源化共同処理に関する逗子市・葉山町の協議（概要）
8. 2 市 1 町ごみ処理広域連携による財政効果
9. 市内全戸配布冊子「2025 年 3 月から 生ごみの分別収集・資源化が始まります」
10. 4 月 21 日：ごみ処理施策の進捗状況について（葉山町作成）
11. 【生ごみ資源化処理施設】1 日の作業概算及びローテーション表・現場写真（葉山町作成）
12. 生ごみ分別資源化開始後の広域処理による財政効果

葉山町と逗子市との生ごみ資源化処理施設の整備運営に関する確認書

葉山町と逗子市は、令和 5 年 11 月 29 日に締結した「葉山町と逗子市との生ごみ資源化処理施設の整備運営に関する事務委託に関する規約」に基づき、生ごみ資源化共同処理を開始するに当たり、委託事務の管理及び執行に関する事項について協議を行い、協議が調った事項について確認書として定めた。

1. 資本金について

- (1) 資本金は、生ごみ資源化処理施設の最終的な出来高の金額として、詳細の内訳と共に示された、5 億 796 万 5,700 円とする。
- (2) 資本金から控除する循環型社会形成推進交付金は、生ごみ資源化処理施設の工期の延長がなければ交付される予定であった金額についても交付されたものとして計算する。
- (3) (1)の資本金 5 億 796 万 5,700 円以外の増工事分及び物価スライド分の負担について、今後、一切、葉山町は逗子市に求めない。

2. 処理費について

決算確定後の精算時に過不足額が過大にならないよう、光熱水費及び薬剤の購入費用については、令和 7 年 8 月の施設稼働以降の実績額、その他の費用については、令和 8 年度予算を基礎額として、調整の上、積算する。

3. 搬入の平準化について

逗子市が搬入する生ごみについて、葉山町は搬入日ごとに搬入量の上限を設けることなく全量を受け入れる。

4. 年末臨時収集時の対応について

- (1) 年末に逗子市が生ごみを臨時収集する場合、葉山町は収集日ごとにその生ごみの全量を受け入れ、資源化処理を行う。
- (2) 逗子市からの生ごみのみを葉山町が受け入れ、資源化処理を行う場合、逗子市は生ごみ資源化処理施設に当日勤務した職員の人件費相当額を葉山町へ支払う。

5. 逗子市において発生した金銭的損害の対応について

損害に関する両市町の協議は、生ごみ資源化共同処理の開始の可否とは切り離し、別途、両市町の弁護士による協議を継続する。

この確認書の成立を証するため、本確認書 2 通を作成し、葉山町長及び逗子市長記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

2026 年（令和 8 年）6 月 2 日

三浦郡葉山町堀内 2135 番地

葉山町長 山梨 崇仁



逗子市逗子 5 丁目 2 番 16 号

逗子市長 桐ヶ谷 寛



会議名	生ごみ資源化共同処理に関する逗子市・葉山町の首長協議（概要）
日 時	2026年（令和 8 年） 5 月13日(水) 15時25分～15時55分
場 所	逗子市役所 3 階 市長応接室
出席者	桐ヶ谷市長、柏村副市長 逗子市： 石井環境都市部長、三澤環境都市部次長 鷲原資源循環課長、上野環境クリーンセンター所長 森下資源循環課副主幹
	葉山町： 山梨町長、小野副町長 町田環境部長、石井クリーンセンター所長
【協議概要】 葉山町長による謝罪及びこれまでの経緯説明 協議冒頭、山梨町長から、逗子市側に対し、これまでの協議過程において多大な負担と迷惑をかけたことについて謝罪があった。 山梨町長：クリーンセンター再整備工事について、当初予定していた令和 7 年 2 月末の完成から、実際には令和 7 年 7 月末まで約 5 か月遅延したこと、全体が遅れたことについてお詫び申し上げる。また、生ごみ資源化処理施設の工事費増額について、逗子市に対する十分な説明や情報共有が行われていなかったことを問題として認識している。特に、当初契約額の増減理由について十分な説明を行っていなかったこと、共同処理のパートナーである逗子市に対し、随時説明すべき内容を適切に共有していなかったこと、説明責任を果たしていなかったことなどについて、後手を踏んでしまったことは本当に申し訳なかった。 その上で、今後については、メール等による一方的な情報伝達ではなく、対面で膝を交えた協議を重視すること、小さな事項でも相互に質疑・確認できる関係を構築すること、今回の件を教訓として、信頼関係の再構築を進める。 葉山町としては、今回合意している資本費以外に、追加的な負担要求は今後一切行わない。 桐ヶ谷市長：資本費、処理費、平準化処理、年末対応など主要論点について、一定の合意形成ができた。一方で、損害金の問題については難しい問題である。最終的には裁判所判断も含めた継続協議事項として整理しつつ、まずは共同処理開始に必要な事項の合意を優先すべきであるとの考えである。また、ここまで積み上げてきた両市町の信頼関係を形にしてスタートを切ることが最大の任務である。逗子市として重視するのは、生ごみ資源化施設が適切に運用できるかどうかであること、葉山町と共和化工(株)との問題は、逗子市として直接、関与する立場にはないこと、施設運用に必要な合意が得られたのであれば、共同処理はスタートさせるべきである。過去よりも今後どう構築していくかが重要であるので、改めて信頼関係を再構築させたい。 裏面に続く	

石井環境都市部長：6月議会に補正予算の議案を提出する前提として、市町が何らかの書面による合意が必要である。

山梨町長：承知した。＊本日の協議で「確認書を交わすことについて合意した」との認識を市町で確認した。

石井環境都市部長：5月18日の所管事務調査では、首長同士で協議内容について合意確認を行ったこと、合意した内容を確認する文書を今後取り交わす予定であることなどを説明したい。

山梨町長：現在の生ごみ資源化処理施設の稼働状況について、施設は非常に順調に稼働しており、分解が想定以上に進んでいることから、堆肥が不足するほど分解効率が高い状況である。南郷上ノ山公園で本年4月から堆肥配布を開始している。また、異物混入が少ないこと、脱臭・集塵設備を強化したこと、微生物による高温分解が安定していることなどが良好な稼働につながっている。

桐ケ谷市長：施設の臭気の状態については如何か。

山梨町長：強い悪臭は発生しておらず、完成した堆肥も臭気はほとんどない。

町田環境部長：今回の施設整備費増額要因の一つとして、脱臭・集塵設備を当初計画より強化しており、その効果が現時点で十分発揮されている。

桐ケ谷市長：過去に視察した堆肥化施設では強い臭気が発生しており、臭気問題が地域住民との関係に大きく影響することを懸念していたが、臭気問題が発生していないということで安心した。

山梨町長：微生物を投入・培養し、攪拌及び空気供給によって分解が進行する仕組みである。

桐ケ谷市長：堆肥中にも当該微生物が残存するのか。

山梨町長：含まれており増殖する。攪拌直後には90度近くまで温度上昇する。プラスチックやビニール等の異物が存在すると微生物による分解作用が阻害されるため、異物除去が分解性能向上に大きく寄与する。

石井環境都市部長：破除袋機により異物除去及び生ごみ破碎を行うことで、微生物分解が促進される。

山梨町長：導入している破除袋機は北海道地域でも使用実績があり、冷凍状態の生ごみや魚類等も問題なく処理可能な性能を有している。

桐ケ谷市長：6月議会で承認が得られた場合には、速やかに周知・準備に入る。葉山町と共和化工(株)との問題については、本事業は切り分けて前進させるべきである。

山梨町長：葉山側の問題として対応するため、逗子市には一切、迷惑をかけない。

桐ケ谷市長：引き続き両市町で緊密に連携していきたい。

以上

会議名	生ごみ資源化共同処理に関する逗子市・葉山町の協議（概要）
日 時	2026年（令和8年）2月24日(火) 14時00分～16時05分
場 所	葉山町クリーンセンター会議室
出席者	逗子市： 石井環境都市部長、三澤環境都市部次長 鷺原資源循環課長、小川環境クリーンセンター所長 森下資源循環課副主幹、鈴木専任主査
	葉山町： 町田環境部長、角田クリーンセンター所長、齊木環境課長 松村クリーンセンター主事

【協議概要】

（１）生ごみ資源化処理施設の資本費算定について

葉山町：前回の協議において論点となった、生ごみ資源化処理施設の資本費に関して、プロポーザル結果後の試算により逗子市へ説明していた「約４億 8,200 万円」の内訳について再確認を行った。その結果、当初契約時の「施設工事費」、「間接工事費」等の概算的な見積資料のみであり、さらに詳細な積算内訳資料は存在しない。一方で、既に実績ベースの支払額については、生ごみ資源化処理施設のみならず、ストックヤードやサテライトセンターを含めた全体実績資料を提示済みであり、その妥当性を前提として資本費を算定したい。

逗子市：本市としても資料の確認を重ね、専門家やコンサルタント等への確認も行った結果、通常の公共工事では、設計施工一括方式（デザインビルド方式）であっても、着工前に実施設計や詳細図面に基づく確認が行われるのが一般的である。しかし、本事業では、実施設計に相当する資料が令和 6 年 12 月 25 日時点でようやく確認できた状況であり、既に工事が進行・完了している段階で実施設計が整うという異例の工事進捗状況であった。

葉山町：施工監理や工程管理については、適切な管理とは言えなかったと認める。具体的には、実施設計の確定が工事終盤まで遅れたこと、工程管理が十分でなかったこと、逗子市への情報共有が適時適切でなかったことについて、振り返れば改善の余地があったと認識している。

逗子市：約 4 億 8,200 万円から約 5 億 800 万円へ増額した理由の説明を求める。

葉山町：共和化工(株)にも確認しているが十分な回答が得られていない状況である。

（２）国・県補助金及び起債利息等に関する説明

○国庫交付金

葉山町：令和 6 年度分については、循環型社会形成推進交付金として約 1 億 4,000 万円が交付対象となっている。また、令和 7 年度分については正式な申請を行っていないものの、仮に申請していた場合を想定し、約 2,400 万円の交付対象額の 3 分の 1 相当である約 800 万円を控除対象として整理した。

裏面に続く

○県補助金

葉山町：県補助金については、令和6年度：約1,900万円、令和7年度：約350万円（現時点での最大見込み額）である。

○起債利息

葉山町：起債利息相当額については現時点で約5,100万円である。

（3）年末ごみ処理への対応

葉山町：逗子市の年末臨時収集時の生ごみの受入・処理について、現在、葉山町内部及び現場職員組合との調整中である。葉山町としては、前向きに検討する方向である。その場合には、人件費等の追加経費について逗子市側の負担について協議したい。

逗子市：臨時収集に伴う経費負担は当然必要であり、逗子市でも、従来から年末収集費用を予算化している。適切に対応したい。

（4）工期遅延に伴う損害負担の協議

葉山町：顧問弁護士としては工事遅延自体は事実であり、一定の責任負担が生じる可能性は認識している。ただし、負担割合や法的整理については弁護士間協議が必要である。また、2026年2月10日付で市長から町長宛てに送付した、「逗子市において発生した金銭的損害の取扱いに関する協議について」に対する、町長から市長への回答を手交する。

逗子市：今後は双方の代理人弁護士同士で協議を進める。

（5）処理費の協議

処理費については、実績データが蓄積されつつあること、実績ベースの資料があれば比較的協議しやすいことについて双方の認識が一致した。今後、担当者レベルで資料の整理・協議を進め、最終確認を部長級で行うこととする。

（6）施設建設費の積算根拠及び共和化工㈱の対応について

逗子市：当初の施設整備費の約4億8,200万円の見積について、積み上げ方式による積算を行っているはずでないか。デザインビルド方式（DB）であっても、工種別・設備別に詳細な積算が存在するのが通常であり、現在提示されている内訳よりさらに詳細な積算資料が共和化工㈱内部には存在するのではないか。その上で、当初契約時の試算時の詳細積算資料、建設費上昇の理由、実施設計段階で変更された内容などを確認できれば、建設費増額の経緯の整理が可能になる。

葉山町：当該資料が入手できれば問題整理が大きく進展する。

（7）発注・施工監理体制に関する反省

葉山町：本来であればコンストラクションマネジメント（CM）方式等を導入し、外部専門家を含めた管理体制を構築すべきであった。また、契約変更と金額精査を適切なタイミングで実施できなかったこと、スピード重視で進めた結果、金額面の精査が後回しとなってしまった。

裏面に続く

逗子市：デザインビルド方式は発注者側にも高度な管理能力が求められる方式であり、外部コンサルタントによる施工監理、プラントメーカーとの直接交渉を避けた専門的管理などを行うべきであった。

(8) 工期短縮及び交付金制度の影響について

葉山町：コロナ禍による工期延長もあり、令和6年度内の完成を条件とする交付金制度、2市1町のごみ処理体制維持などが重なり、何としても期限内に完成させなければならないという制約があった。当時から逗子市との情報共有をより密に行うべきであったと反省をしている。

(9) 施設維持管理及び共和化工㈱との今後の関係について

逗子市：施設稼働後の修繕・不具合対応について、今後も共和化工㈱を通じて対応するのか。

葉山町：現在は3年間の保証期間中であるため共和化工㈱対応となる。その後は各設備メーカーと直接契約する可能性が高い。破除袋機や脱臭設備等は個別メーカー対応へ移行することも想定される。

3 今後の対応

以下について継続を協議することとなった。

- ・資本費増額理由を説明可能とする追加資料の確認、共和化工㈱との協議記録等の整理、処理費協議の早期着手、年末ごみ処理対応に係る組合協議の進捗共有、損害負担に関する弁護士間協議の開始。

以上

会議名	生ごみ資源化共同処理に関する逗子市・葉山町の協議（概要）
日 時	2026年（令和8年）3月31日(火)13時40分～14時55分
場 所	逗子市役所5階 第2会議室
出席者	逗子市： 石井環境都市部長、三澤環境都市部次長 鷺原資源循環課長 森下資源循環課副主幹、鈴木資源循環課専任主査
	葉山町： 町田環境部長、角田クリーンセンター所長 松村クリーンセンター主事
【協議概要】 1 葉山町による追加分析資料の提示 （1）制度設計額と実績額比較資料の説明 葉山町：内訳資料が存在しない中でも、当初契約見積額：約4億8,200万円と実績額：約5億800万円との差額分析を行った結果、機械設備工事費の増額、土木建築工事費の減額、間接工事費は大きな変動なしであり、全体差額の約2,600万円の主要因は機械設備工事費増額である。 （2）脱臭・集塵設備増強について 葉山町：特に増額要因として、水洗浄塔、薬液洗浄塔、脱臭ファン単体等の脱臭・集塵設備費が大きく、臭気対策・集塵対策強化のため、当初想定以上の設備構成となった。 逗子市：プロポーザル提案時の設備との比較ができれば確認できる可能性があるため、プロポーザル提案時の資料提供を求める。 2 破袋機・破除袋機問題に関する議論 共和化工(株)が当初「破袋機」で提案していた点について 葉山町：要求水準書では「破除袋機」を要求していた。共和化工(株)が独自に破袋機提案を行ったが、葉山町としてはその差額増加分は認めていない。 3 プロポーザル資料・完成図書等による検証の必要性 逗子市：当初提案時の仕様書、実施設計図書、完成図書、実際に導入した設備との比較検証を行う必要がある。特に、当初見積仕様書と完成仕様書との差異を確認したい、また、機械設備工事内訳について、細分化して比較する必要がある。 葉山町：プロポーザル資料の確認、完成図書との比較、機械設備の内訳について分析を進めることとしたい。 4 処理費（ランニングコスト）の協議 逗子市：既に施設稼働実績が積み上がっており、予算額ではなく実績ベースで単価設定すべきである。特に、電気料、薬剤費、光熱水費等は月ごとに変動があるため、一定期間の実績を踏まえた分析が必要である。 裏面に続く	

葉山町：逗子市の生ごみ搬入前の町単独による施設の運転実績を基礎とすること、生ごみ搬入後の増加分は精算時における調整とすることとしたい。なお、生ごみ量の増加が必ずしも電気使用の量増加に比例するとは限らない。初年度は実績量の蓄積不足による不確定要素が大きい。

＊市町は、実績資料及び予算積算資料を共有し、引き続き実務レベルで協議を進めることとする。

5 今後の進め方

市町は、資本費の増額理由の更なる分析、プロポーザル資料確認、機械設備内訳比較、処理費積算協議を速やかに進めることを確認した。また、逗子市の金銭的損害賠償については、当面は双方代理人弁護士間で協議を行うことを確認した。

6 その他

葉山町：クリーンセンター所長が4月1日付で異動となる旨の報告があり、6年間の協議への謝意が述べられた。

以上

会議名	生ごみ資源化共同処理に関する逗子市・葉山町の協議（概要）
日 時	2026年（令和8年）4月3日(金) 9時00分～9時45分
場 所	逗子市役所 5階第4会議室
出席者	逗子市： 石井環境都市部長、三澤環境都市部次長 鷺原資源循環課長、上野環境クリーンセンター所長 森下資源循環課副主幹、鈴木資源循環課専任主査
	葉山町： 町田環境部長、石井クリーンセンター所長 妻鹿クリーンセンター副主幹、松村クリーンセンター主事
【協議概要】 (1) 生ごみ資源化処理施設工事費の増減要因に関する説明 葉山町： 前回協議で指摘を受けた生ごみ資源化処理施設の工事費増減要因について、現時点で把握できた内容を説明する。機械設備工事費増額の主因は「脱臭・集塵設備」であり、特に「水洗浄塔」の追加が大きな要因である。プロポーザル提案時には、水洗浄工程は想定されておらず、実施設計段階で、薬液洗浄の前処理として新たに水洗浄工程が追加された。また、水洗浄を追加することで脱臭性能が向上すること、薬液洗浄装置への負荷軽減につながることで、要求水準で定める臭気指数 15 以下を確実に達成するためである。なお、実際の検査では臭気指数 10 未満を達成しており、要求性能は満たしている。また、水洗浄塔単体で約 2,250 万円の純増要因と考えられるほか、脱臭ファンや薬液洗浄塔についても通気量性能が向上しており、結果として機器のグレードが上がっている。 葉山町： 土木建設工事費の減額要因として、足場設置を想定していたが、高所作業車を採用したことで仮設工事費が減額となったこと、旧クリーンセンターの既存ピット・擁壁等を活用したことで、新規擁壁設置工事等が不要となりコンクリート工事費等が削減されたことが挙げられる。特に、旧施設の土留め構造を残置・活用する設計変更が、工事費削減につながったと考える。 逗子市： プロポーザル資料や実施設計資料等を一式確認したい。 逗子市： 土木建設工事の減額説明について、「旧施設活用による減額」の説明が現時点では理解しづらい。特に擁壁・土留め構造の扱いについて、現地及び図面確認が必要である。 葉山町： 当初は既存擁壁を撤去し新設する想定であったが、県横須賀土木事務所との協議の結果、既存土留め構造を残置したまま埋設利用する計画へ変更した。これにより新設擁壁工事費が不要となった。 逗子市： 工事過程における仕様変更や VE（バリューエンジニアリング）的な調整自体は一般的である。しかし、共同処理の施設である以上、随時逗子市に相談・報告があるべきである。 葉山町： 生ごみ資源化処理施設に係る工事費増額について、逗子市への説明・情 裏面に続く	

報共有が十分でなかったことは事実である。共同処理施設部分である以上、逗子市への説明が必要だったとの認識を持っており、町として何らかの形で謝罪・反省を示す必要性もあると考えている。

逗子市：生ごみ資源化処理施設において脱臭対策は極めて重要な課題である。当該施設は住宅地に近接しており、臭気対策を強化することは合理性がある。また、全国的にも臭気問題により生ごみ資源化処理施設の停止に至った事例もある。その上で、脱臭性能向上のため必要な設備強化であれば、一定の合理性は認められる。

葉山町：葉山町顧問弁護士との協議において、損害問題と、ごみ搬入・共同処理合意とは切り離して進めるとの考え方を、逗子市側が持っているとして理解してよいのか。

逗子市：市総務部参事（弁護士）からは、以前より「切り分けた方が良い」との助言を受けている。

葉山町：方向性が明確になれば協議を進めやすくなる。

今後の対応

協議の結果、以下について確認した。

- ・ 今後、逗子市職員が葉山町を訪問し、現地・図面・完成図書等を確認する。
- ・ プロポーザル時の資料及び完成図書について比較し確認する。

以上

会議名	生ごみ資源化共同処理に関する逗子市・葉山町の協議（概要）
日 時	2026年（令和8年）4月28日(火) 9時30分～11時20分
場 所	葉山町 生ごみ資源化処理施設等、クリーンセンター会議室
出席者	逗子市： 石井環境都市部長、三澤環境都市部次長 鷺原資源循環課長、上野環境クリーンセンター所長 森下資源循環課副主幹、鈴木資源循環課専任主査
	葉山町： 町田環境部長、石井クリーンセンター所長 妻鹿クリーンセンター副主幹、松村クリーンセンター主事
1 協議概要 (1) 資本費に関する確認 ① 追加設備及び仕様変更の確認 当初プロポーザル時の仕様と完成図書を比較した結果として、以下の点を確認した。水洗浄塔(脱臭設備)が新規追加されていること、除塵設備が追加されていること、これらはフローシート及び出来高資料から確認できたことを確認した。 また、設備仕様変更として、破袋機から破除袋機への変更、発酵槽が8基から9基へ変更、発酵設備の電動機増設、製品ふり機能能力増強、堆肥ヤード容量変更、製品保管庫容量変更、ジブクレーンから電動チェンブロッックへの変更、脱臭ファン能力向上等を確認した。追加設備分として、水洗浄塔：約3,022万円、除塵設備：約1,000万円強、合計約4,000万円強の増額要素を確認した。 ② 葉山町長による謝罪意向 葉山町：山梨町長は説明不足や対応の遅れについて桐ケ谷市長へ直接謝罪したい意向を持っている。 ③ 共和化工(株)との経緯確認 葉山町：当初積算額から約5億800万円へ増額となった経緯・内訳について、前所長が共和化工(株)へ複数回確認したが「設計段階の詳細内訳資料は存在しない」との回答があった。 (2) 共和化工(株)との物価スライド・増減工事問題 逗子市：共和化工(株)との物価スライド・増減工事協議の進展状況については如何か。 葉山町：本年2月以降、文書のやり取り以外の動きはない。 2 処理費に関する協議 (1) 処理費の積算方法について 葉山町から、処理費積算について詳細説明が行われた。 ① 光熱水費：電気・水道・下水道は施設全体経費であるため、子メーターにより生ごみ施設使用分を抽出し、実績値を基に年額換算、逗子市搬入増加分として10%上乗せで積算している。 ② 薬剤費：当初予算が8～9月実績ベースで過大となっていたため修正し、臭気対策上、不足が生じることを避けるため20%上乗せをしている。 裏面に続く	

逗子市：ごみ量と薬剤使用量が単純比例していないこと、月ごとの変動も大きく、実際に逗子市分搬入後の運転実績を見ないと正確な推計は難しい。

葉山町：水洗浄塔内部のろ材の清掃頻度について、当初「年 1 回程度」とされていたが、実際には月 1 回程度の清掃が必要であり、清掃不足時は薬剤使用量が大幅に増加していた。

③人件費・軽油費等

葉山町：人件費については、当初 2 人の想定であったものから、3 人体制で積算している。軽油費については、ホイールローダーの稼働量の増加を想定し、生ごみ量の増加に比例して積算している。

④処理単価

葉山町：令和 8 年度の推計生ごみ量 3,174 トンを基に、処理単価：19,190 円／トンとして試算している。

逗子市：年度途中開始時の精算方法について整理が必要であり、実績で把握可能な経費は実績精算、固定的経費は月割り等による整理が考えられる。

3 損害金の取扱いについて

(1) 弁護士協議の状況

逗子市：逗子市側弁護士と葉山町側顧問弁護士との間で協議継続中であること、損害額問題は切り離し、まず共同処理開始を優先する方向である。

(2) 損害金負担に関する双方認識

葉山町：葉山町としては工期遅延について道義的責任は感じている。ただし法的責任としての損害認定とは異なる。また、葉山町が逗子市へ損害金を支払った場合、その後、葉山町が共和化工(株)へ求償するという可能性もある。

逗子市：行政判断のみで、逗子市における損害額を減額とした場合、その根拠を説明できない。客観的な整理をするには、訴訟による司法判断が必要との考えもあり得る。

(3) 訴訟に対する認識差

葉山町：隣接自治体間で訴訟となることへの政治的判断は別問題である。町として、現時点で訴訟前提であるという考えはない。

逗子市：逗子市としては、逗子市に責任のない工期延長に起因する損害は、全額、葉山町が負担するべきとの考えである。

4 今後の対応

最後に、以下の事項を市町で確認した。

- ・首長間の確認文書を交わすことについて
- ・葉山町：町長はこれまでの経緯説明と謝罪を含め、市長と直接会談したいとの意向を持っている。

首長面談：逗子市では 5 月 7 日に担当職員が市長への報告・相談を行う。その結果を踏まえ、5 月 11 日の週以降に町長と市長との面談実施の調整を行う。

以上

会議名	生ごみ資源化共同処理に関する逗子市・葉山町の協議（概要）
日 時	2026年（令和8年）5月11日(月) 14時00分～14時50分
場 所	逗子市役所5階 第4会議室
出席者	逗子市： 石井環境都市部長 鷲原資源循環課長
	葉山町： 町田環境部長 石井クリーンセンター所長
【協議概要】 (1) 第2回定例会への補正予算案を提案することについて 逗子市：市長への報告・説明を経て、6月議会に補正予算案を提案する方向で整理を進めている。 これまで、逗子市・葉山町間で懸案事項（資本費・処理費、平準化、年末搬入）について協議を重ねてきて一定の合意に到達したことから、6月の第2回定例会に補正予算案を提案する予定であることを議会に説明する方針である。 (2) 資本費（施設整備費）に関する協議 ① 最終出来高額と交付金について 最終出来高の約5億800万円で合意すべきものと考えている。また、循環型社会形成推進交付金の取扱いについては、工期延長がなければ交付される予定であった交付金を、交付されたものとして計算するとの整理を行う。 ② 増額理由の確認作業 逗子市：本市では、葉山町クリーンセンターでの資料確認、書類精査、現地確認を実施した結果、脱臭設備の「水洗浄塔」、集塵設備の「除塵設備」の仕様変更により、少なくとも約4,000万円の増額要素が確認できた。一方で、最終的な増額が約2,600万円となった理由、他の増減要因については、金額を含め書類上明確に確認できなかった。しかし、当初額からの増額要素自体は明確に存在すること、葉山町側が求める約2,600万円の増額を全面的に否定する状況ではないことから、逗子市として増額負担を受け入れる判断に至った。 (3) 処理費に関する協議 ① 処理費算定の考え方 処理費について、光熱水費・薬剤費は施設稼働後の実績を基礎とし、その他は令和8年度予算を基礎として積算している。また、資本費は、当初は人口割、処理費は搬入量割で按分する。 ② 年末年始・平準化対応 平準化対応は葉山町施設内ストックヤードを活用し、年末収集分は葉山町施設で受入れすることで合意した。ただし、葉山町は年末収集を実施しない予定で 裏面に続く	

あることから、逗子市対応分の追加費用は逗子市負担とする。

年末対応費用については、83,400 円／日（3 人分）との試算が示され、精算時に決算確定ベースで調整する。

（４）損害賠償問題の取扱い

① 切り離し協議の方針

損害賠償問題については、共同処理開始協議とは切り離す、別途継続協議とする方向を確認した。

逗子市：総務部参事（弁護士）の見解では、共同処理の開始時期を引き延ばすと倉庫代等損害が拡大すること、その場合、逗子市に不利となる可能性がある。最終的に、協議が平行線の場合には法的手段もあり得る。

葉山町：行政協議による解決努力を継続したい。

（５）議会提出用資料・議事概要の整理

逗子市：部長級協議の概要については議会への提出が必要である。

葉山町：逗子市が議会提出する場合には、葉山町議会にも同じ資料を提示する。

（６）資本費・処理費試算の説明

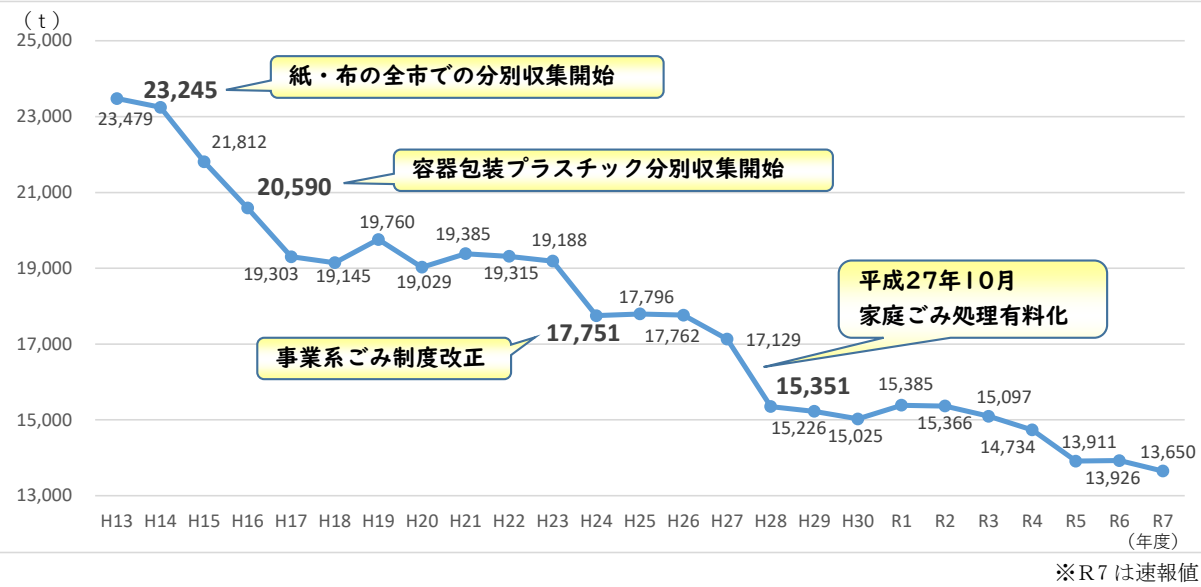
単価比較：試算上、逗子市の生ごみ資源化処理単価 26.8 円／kg、焼却処理単価 31.11 円／kg と説明し、現時点では焼却単価を下回るとの認識が共有された。

（７）今後の進め方

葉山町：葉山町では補正予算は 9 月議会で歳入予算を提案予定である。

以上

■収集ごみ・持ち込みごみ量の推移



■広域連携による財政効果

- ⊕可燃ごみと容器包装プラスチックの受入れによるごみ処理負担金収入
- ⊖逗子市のし尿・浄化槽汚泥の処理の委託によるごみ処理負担金支出

【ごみ処理負担金収入】		【同支出】		【差引】
	可燃ごみ	容器包装プラスチック	し尿・浄化槽汚泥	財政効果額
平成29年度	85,400,962円	—	—	85,400,962円
平成30年度	203,396,356円	—	1,699,469円	201,696,887円
令和元年度	217,009,100円	—	1,676,522円	215,332,578円
令和2年度	208,271,606円	21,767,576円	1,502,281円	228,536,901円
令和3年度	207,304,160円	21,270,708円	1,358,524円	227,216,344円
令和4年度	221,367,600円	21,208,784円	1,470,026円	241,106,358円
令和5年度	241,499,000円	21,681,359円	1,617,234円	261,563,125円
令和6年度	182,501,307円	22,081,033円	1,571,657円	203,010,683円
令和7年度	317,380,750円	24,224,830円	1,322,306円	340,283,274円
計	1,884,130,841円	132,234,290円	12,218,019円	2,004,147,112円

※令和7年度は決算見込額。
※し尿・浄化槽汚泥は予算単価による負担金支出。前年度精算額を含む。

■広域連携における焼却経費負担額（実績額）

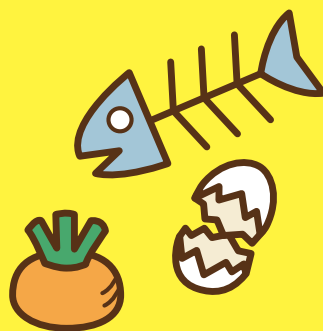
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
逗子市	559,163,511	481,408,547	406,969,856	417,577,585	423,744,824	400,737,976	426,775,546	447,497,134	315,300,648	292,914,845
鎌倉市	0	0	0	0	0	0	0	0	30,681,297	216,174,450
葉山町	0	85,400,962	203,396,356	217,009,100	208,271,606	207,304,160	221,367,600	241,499,000	151,820,010	101,206,300
合計	559,163,511	566,809,509	610,366,212	634,586,685	632,016,430	608,042,136	648,143,146	688,996,134	497,801,955	610,295,595

焼却量 (t)	11,334	13,772	16,827	16,482	16,867	16,023	16,283	15,263	15,803	19,912
処理単価 (円/kg)	49.34	41.16	36.27	38.50	37.46	37.94	39.80	45.14	31.50	30.65

※平成29年度は葉山町可燃ごみの施行搬入を行い、精算はしていないため概算額。
※平成30年度以降は、可燃ごみ焼却処理の事務委託による決算額を確定し、精算した後の負担額（処理単価）。
※令和6年度は鎌倉市可燃ごみの試行搬入を行ったため、処理単価は焼却経費を焼却量で除した額とする。
※令和7年度は決算見込額・速報値。

2025 年 3 月から

生ごみの



分別収集・資源化が
始まります

生ごみの分別収集・資源化
p1～2

生ごみの定義
p3～4

指定ごみ袋について
p5～6

収集日と生ごみの出し方
p7～8

逗子市の取り組み
p9～10

事業系ごみ・今後の予定
p11



逗子市

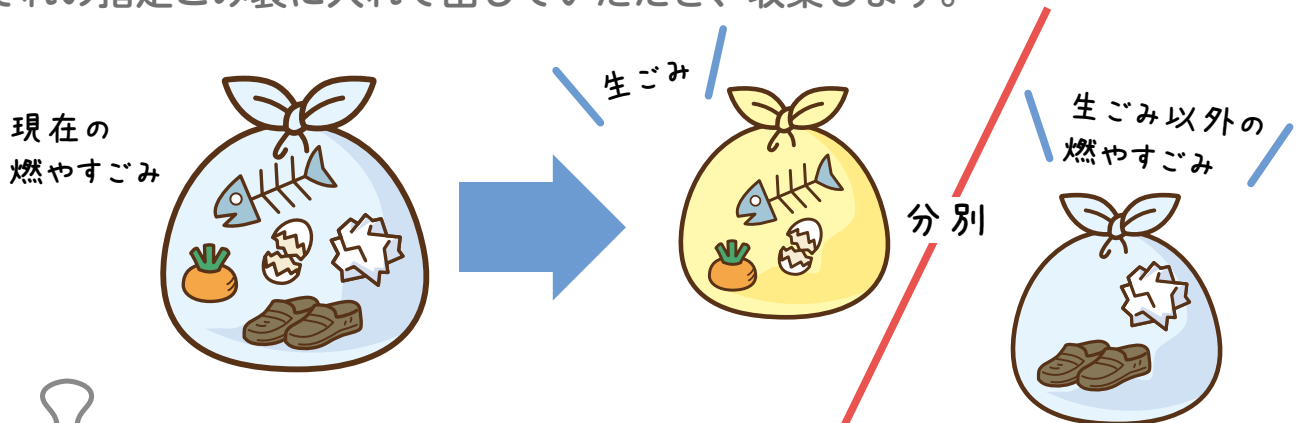
2025年3月から生ごみの分別収集・資源化が始まります

「焼却量の削減、ごみ処理経費の縮減、環境負荷の低減」を目的として、生ごみの分別収集・資源化を実施します。生ごみの分別にご理解とご協力をお願いします。



生ごみ分別収集とは

燃やすごみを「**生ごみ**」と「**生ごみ以外の燃やすごみ**」とに**分別**して、それぞれの指定ごみ袋に入れて出していただき、収集します。



集めた生ごみは資源化処理施設で資源化（堆肥化）します

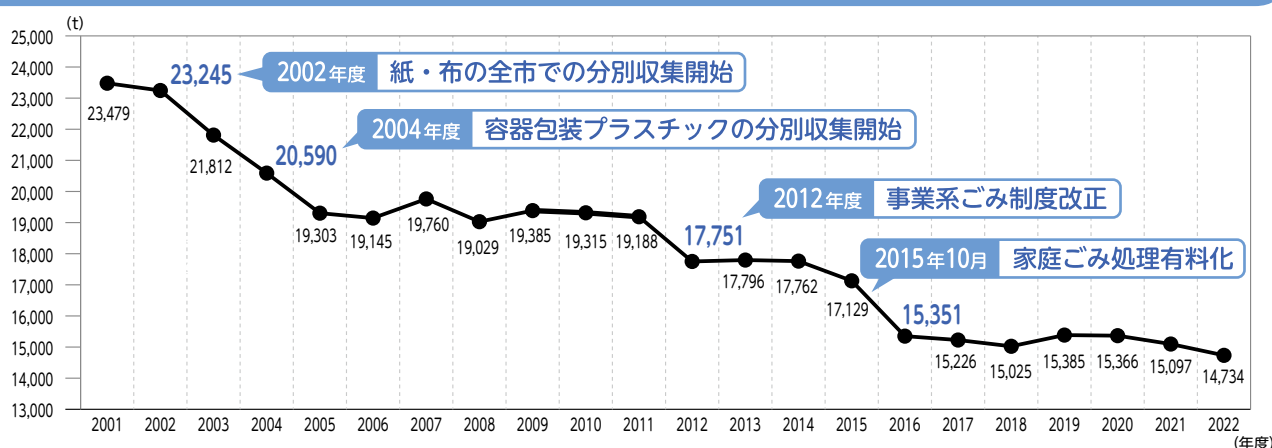
葉山町に設置する生ごみ資源化処理施設で、微生物による発酵・分解により、**生ごみを減容化して堆肥化します。**できた堆肥は、市内に堆肥置場をつくり市民の皆さんに利用していただくことで資源循環を図ります。



生ごみを分別収集して 資源化を進めます

ごみの減量化・資源化を推進していくうえで、ごみ処理の広域連携の一環として生ごみを燃やせずに資源化することにより、ごみ焼却量の大幅な削減につながり、ごみ処理経費の縮減と環境負荷の低減に大きく寄与することになります。

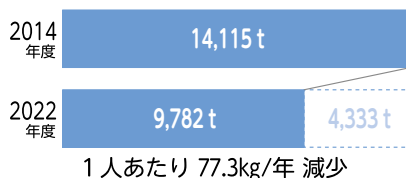
収集ごみ・持ち込みごみ量の推移



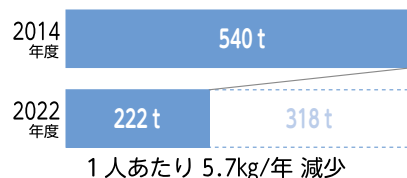
2015年10月から導入した家庭ごみ処理有料化は、燃やすごみと不燃ごみを有料にするとともに資源物の分別品目を増やし、資源物の分別を促進することで、最終処分につながる燃やすごみと不燃ごみを減らすことを目的としています。

家庭ごみ処理有料化導入後、市民の皆さんのご協力により燃やすごみは大きく減少しました

燃やすごみの **減少率30.7%**

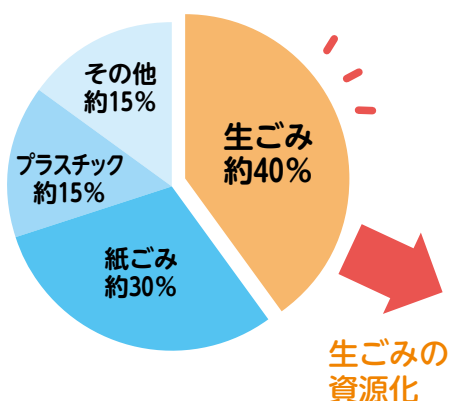


不燃ごみの **減少率58.9%**



さらに燃やすごみを減らして資源化を進めるために

【燃やすごみの内訳】



家庭から出る燃やすごみの内訳としては、生ごみが40%程度と一番多く、次に紙ごみが30%程度を占めています。

生ごみは、焼却せずに資源化することができますので、生ごみのみを分別収集し、堆肥化して再生利用することで燃やすごみを大幅に減らすことができます。

- ✦ 生ごみ焼却量の大幅な削減による
ごみ処理経費の縮減と
環境負荷の低減
- ✦ 循環型社会の形成

生ごみ分別収集へのご協力をお願いします



に大きく寄与することができます。

生ごみとは



生ごみとは、食品くず・調理くず・食べ残しなどの食べ物がごみとなったものです。

貝殻や骨類などは、分解に時間がかかり資源化しにくい物ではありますが、分別しやすいように生ごみとして出せるようにします。

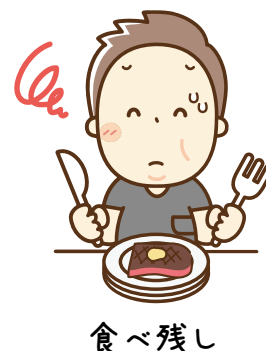
また、分別の手間がかからないよう、水切りネットや小袋に入った生ごみはそのまま生ごみとして出せるようにします。(生ごみ資源化処理施設の処理工程の中で、異物として除去することになります。)

生ごみの定義

人の口に入るもの



調理くず・食品くず
(骨や殻なども含む)



食べ残し

【具体例】

野菜くず、調理くず、貝殻、ティーバッグ・茶殻、スベアリブやフライドチキン、魚の骨 など



生ごみとして出せないもの

【具体例】

生け花、医薬品、
生ごみの水切りに使用した新聞紙
たばこ、食用油（固めたもの）、
アイスの棒や焼き鳥の串
など



これらのごみは
今までとおり
燃やすごみです



「生ごみ」として出すもの

品 目					
あ	あめ	さ	魚	な	海苔
	傷んだ食品		砂糖	は	パン
	インスタントコーヒー		塩		ベビーフード
	うどん		ジャム	ま	マカロニ
	おかゆ		スパゲッティ		未開封の食品・お菓子 ※中身は生ごみ、包装は材質別に容器包装プラスチック、燃やすごみ等へ
か	乾物類		ゼリー		
	果物の皮・種	そうめん			
	栗の皮	た	タケノコの皮	や	野菜くず（皮・芯）
	固形状の調味料		茶殻		ヨーグルト
	コーヒーの粉・豆		とうもろこしの皮	わ	わかめ
	米	な	肉		わさび

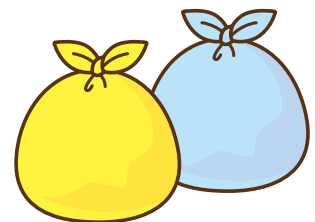
「生ごみ」でも「燃やすごみ」でも出せるもの

生ごみ処理容器等で生ごみの自家処理を行っている家庭では、生ごみとして出す品目が、貝殻や骨類など資源化処理に時間がかかるものに限られると思われます。生ごみの自家処理を優先する考えのもとで、自家処理を行う家庭への配慮から、これらは燃やすごみとしても出せるようにします。

品 目
貝殻類
カニ（甲殻類）の殻
卵の殻
ティーバッグ、ドリップバッグ ※フィルターやバッグごと出せます
骨類（魚類）
骨類（鶏、豚、牛など）

こちらのよう
に生ごみ処理容器等
で分解しにくいものは

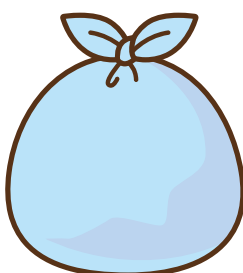
生ごみ・燃やすごみ
どちらでも出せます



「生ごみ」には出せません



燃やすごみに
出してください



品 目	
アイスの棒（木製）	たばこ
アルミホイル（アルミ箔）	歯磨き粉
生け花	焼き鳥の串（木製・竹製）
医薬品	楊枝
おしぼり、ふきん	ラップ
キッチンペーパー	※家庭で保存等のために使用したものは燃やすごみ、生鮮食品や弁当等の商品の包装は容器包装プラスチック
食用油（固めたもの）	
新聞紙 （生ごみの水切りに使用したもの）	割りばし

生ごみ用指定ごみ袋の種類について

説明会等で寄せられた、
より小さい袋のご希望を踏まえ、
3リットル袋を採用しました



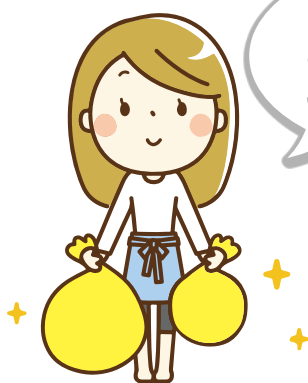
生ごみ用指定ごみ袋は「3リットル袋」と「10リットル袋」

「燃やすごみ用・不燃ごみ用指定ごみ袋」で多く使われているのが20リットル袋、10リットル袋であること、燃やすごみのうち4割程度が生ごみであること、単身世帯等の使い勝手やごみの減量化、排出抑制の観点から、生ごみ用指定ごみ袋は3リットル袋、10リットル袋の2種類とします。

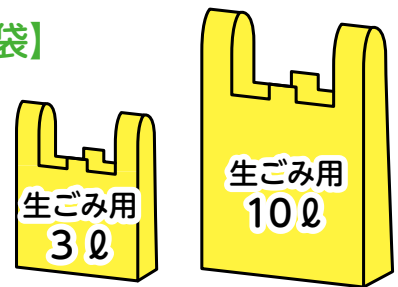
生ごみ用指定ごみ袋は燃やすごみとの区別が一目でわかるように**黄色の袋**とする予定です。

なお、手数料額は分別促進の効果が得られるよう、現在の「燃やすごみ用・不燃ごみ用指定ごみ袋」よりも**低い料金**設定とします。

【生ごみ用指定ごみ袋】



生ごみを減らせれば
より小さな袋で
出せるね

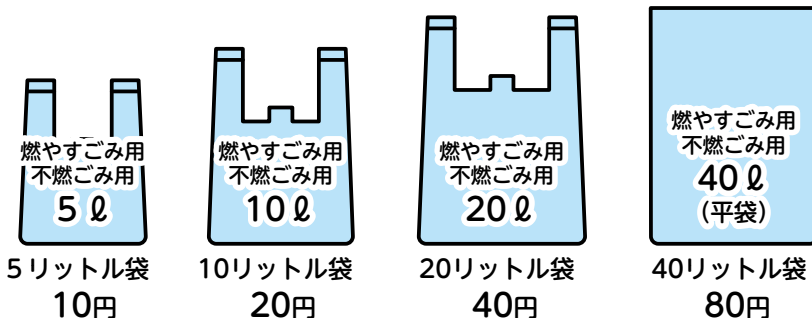


袋の大きさ	3リットル袋	10リットル袋
販売価格 (10枚セット)	30円	100円
1枚当たりの価格 (1リットル当たり1円)	3円	10円

燃やすごみ用・不燃ごみ用指定ごみ袋はこれまでと同じです

生ごみ以外の燃やすごみは、水色の「燃やすごみ用・不燃ごみ用指定ごみ袋」で出してください。

【燃やすごみ用・不燃ごみ用指定ごみ袋】



※ 1枚当たりの価格 (1リットル当たり2円)



指定ごみ袋はお近くの 指定ごみ袋取扱店で販売します

市民の皆さんが購入しやすいように、商工会と連携して、地域の「指定ごみ袋取扱店」で販売します。燃やすごみ、不燃ごみと同様に、指定ごみ袋を購入することで、ごみ処理手数料を支払っていることになる仕組みです。購入時にお支払いいただくごみ処理手数料は、取扱店等を通じて市に納入されます。



ごみ処理手数料の減免について

減免対象世帯には指定ごみ袋を一定枚数交付します

手数料は、ごみを出す量に応じて公平に負担いただくことが原則ですが、負担軽減措置として、次の要件に該当する世帯には申請により指定ごみ袋を交付します。

なお、減免対象となる世帯にもごみ減量の努力をしていただくよう、交付枚数に制限を設けます。

対 象

- ・生活保護受給世帯
- ・身体障害者手帳（１級・２級）の交付を受けている方が属する市民税非課税世帯
- ・精神障害者保健福祉手帳（１級）の交付を受けている方が属する市民税非課税世帯
- ・療育手帳（Ａ１・Ａ２）の交付を受けている方が属する市民税非課税世帯
- ・児童
- ・特別児童扶養手当受給世帯

※複数の要件に該当していても、重複して交付はできません。

		現 行	生ごみ分別後	
交付上限数	２人以上世帯	燃やすごみ用・不燃ごみ用 20リットル袋×120枚	燃やすごみ用・不燃ごみ用 10リットル袋×120枚	生ごみ用 10リットル袋×120枚
	単身世帯	燃やすごみ用・不燃ごみ用 10リットル袋×120枚 または20リットル袋× 60枚	燃やすごみ用・不燃ごみ用 5リットル袋×120枚 または10リットル袋× 60枚	生ごみ用 3リットル袋×120枚 または10リットル袋× 60枚

手数料の使途について

手数料収入は、ごみの減量化・資源化、リサイクルの推進、地域の美化、周知啓発等を目的とした、ごみ処理関連の事業に特定して運用します。手数料収入の使途は、市のごみ処理経費の現状などと合わせて公表していきます。

「生ごみ」と「燃やすごみ」は 同じ日に収集します

生ごみの収集日は燃やすごみと同一曜日とし、週2回収集します

区域 「北・東地区」

久木1丁目～3丁目、久木5丁目～9丁目、山の根全地区、池子全地区、沼間全地区、
桜山4丁目14番～16番、桜山5丁目5番～19番

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
第1・3曜日	草・葉・ 植木ごみ	生ごみ 燃やすごみ	容器包装 プラスチック	不燃ごみ ペットボトル	生ごみ 燃やすごみ
第2・4曜日	危険有害ごみ 小型家電		容器包装 プラスチック あきびん		
第5曜日	草・葉・ 植木ごみ		容器包装 プラスチック		

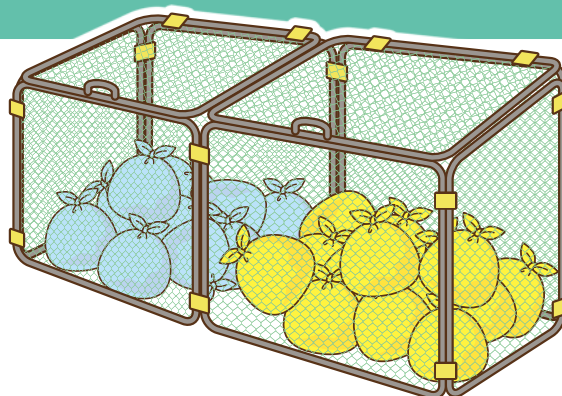
区域 「南・西地区」

久木4丁目、桜山1丁目～3丁目、桜山4丁目1番～13番、桜山5丁目1番～4番・20番～46番・
525番地～526番地、桜山6丁目～9丁目、逗子全地区、新宿全地区、小坪全地区

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
第1・3曜日	生ごみ 燃やすごみ	草・葉・ 植木ごみ	容器包装 プラスチック あきびん	生ごみ 燃やすごみ	不燃ごみ ペットボトル
第2・4曜日		危険有害ごみ 小型家電	容器包装 プラスチック		
第5曜日		草・葉・ 植木ごみ	容器包装 プラスチック		

収集方法について

「生ごみ」と「燃やすごみ」の袋が
混ざらないように、ごみステーショ
ンの左右に分けて出してください。



生ごみの出し方



1

水切りをする

臭いの発生を防ぎ、ごみステーションを清潔に保ちましょう。

2

生ごみ用指定ごみ袋に入れる

水切りネットや小袋に入れた生ごみは、ネットや小袋から出さずにそのまま袋に入れられます。

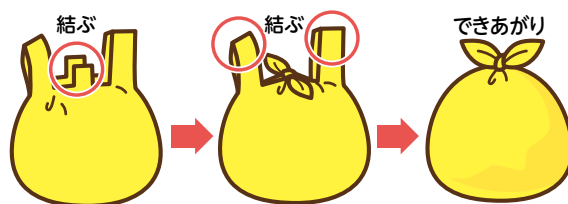
※新聞紙等には包まないでください（処理工程で除去困難なため）。



3

袋をしっかりと結ぶ

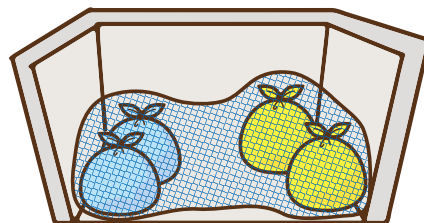
結んだときにすき間があると中身が出て周囲を汚したり、ごみが散乱したりしてしまうため、袋の口をしっかりと結んでください。



4

ごみステーションの左右に分けて出す

生ごみと燃やすごみは同じ収集日です。
それぞれの袋が混ざらないように出してください。



不適正排出(ルール違反ごみ)への対策

生ごみ分別収集実施前の説明会、広報ずし、市ホームページ等による情報提供、パンフレットの配布により、市民の皆さんにごみ処理の現状を説明し、分別について周知徹底を図ることにより、排出マナーの向上につなげるよう取り組んでいきます。

また、多発場所では、自治会・町内会や廃棄物減量等推進員の皆さんと連携して、不適正なごみ出しにつながらない環境づくりを進めていきます。

ごみの分別や出し方のルールを守りましょう

市では、ルール違反ごみの内容調査、指導、パトロールを行っています。家庭ごみ処理有料化導入時の条例改正で、違反者に対する改善勧告、公表の措置に関する規定を設けています。

不法投棄への対策

市では、従来から県と協力して不法投棄のパトロールを実施しています。また、不法投棄が発生した際には、警察と連携するなど迅速な対応に努めています。生ごみ分別収集の実施にあたっては、不法投棄が増加することがないように、関係機関と連携して防止策を図っていきます。

ごみを減らすためにできること

逗子市では、これまでもごみの減量化・資源化を促進するための施策を実施し、鎌倉市・葉山町との広域連携によるごみ処理の効率化も進めています。これからも、ごみの減量化・資源化を進めていくためには、一人ひとりが意識し、ごみを出さない工夫をすること、分別を徹底することが重要です。

食品ロス及び生ごみ排出量の削減をお願いします

家庭から出る生ごみは、一人ひとりが出さない工夫をすることで、排出量を減らすことができます。生ごみをなるべく出さない工夫に引き続きご協力をお願いします。



生ごみを減らすコツ

- ・購入時の工夫(使うものだけ買う)
- ・調理時の工夫(食べられる野菜の皮はむかない、食材は使い切る)
- ・ためるときの工夫(水切りをする、水にぬらさない、乾燥させる)
- ・生ごみの自家処理の実践(生ごみ処理容器等を使った自家処理)

家庭用生ごみ処理容器等による自家処理にご協力をお願いします

生ごみは自家処理することで大幅に排出量を削減できるごみです。そのため、生ごみの分別収集・資源化を開始してもこれまでどおり自家処理の促進に取り組んでいきます。

家庭用生ごみ処理容器等購入費 助成制度

燃やすごみの約40%を占める生ごみを減らすため、家庭用の生ごみ処理容器等を購入した方に、購入金額に応じて助成金を交付しています。

助成対象者：市内に居住し、かつ、当該居住する場所で容器等を使用する方

※申し込みは1世帯につき1年度1回まで

助成対象容器：バクテリア de キーロ、コンポスター容器、EM処理容器、電動式生ごみ処理機など家庭用のもの。※購入店は問いません(転売されたものは対象外)。

助成金額：購入金額の5分の4(3万円を上限とし、100円未満切り捨て)

申請方法：申請書類、領収証を資源循環課に提出してください。

※領収証には、申請者の氏名、メーカー名、品名、型番の記載が必要です。

※申請書類には、助成金の振込先(申請者名義の口座に限る)を記入してください。

※申請書類は資源循環課窓口のほか、市ホームページからも入手できます。

2022年4月から助成率を引き上げました
2023年4月から電動式生ごみ処理機も
対象としました



申請書類は
こちらから▶

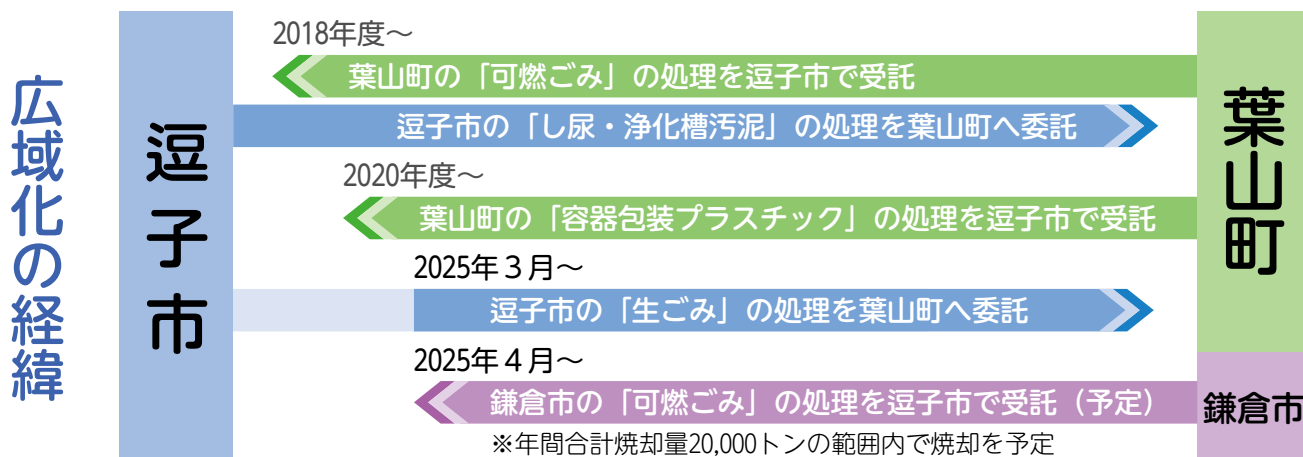


逗子市商工会のキーロは、協定により差額(あらかじめ助成金額を差し引いた額)で購入可。

詳細は逗子市商工会へ TEL: 046-871-2030

ごみの広域処理の現状

逗子市では、市単独で処理するよりも効率的で財政面でも効果があるため、「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」に基づき、鎌倉市、葉山町と連携してごみ処理を進めています。



これまでの広域処理による財政効果

葉山町からの可燃ごみと容器包装プラスチックの受入れによるごみ処理負担金収入、逗子市のし尿・浄化槽汚泥の処理委託によるごみ処理負担金支出は次のとおりです。

(単位：円)

2025年3月からは、生ごみの分別収集・資源化にかかる経費の増加が見込まれますが、同年4月から鎌倉市の可燃ごみの受入れによるごみ処理負担金収入の増加により財政効果が見込まれます。

年度	ごみ処理負担金収入		ごみ処理負担金支出	財政効果額 (収入－支出)
	可燃ごみ	容器包装プラスチック	し尿・浄化槽汚泥	
2017	85,400,962	—	—	85,400,962
2018	201,153,218	—	1,699,469	199,453,749
2019	212,826,509	—	1,676,522	211,149,987
2020	217,588,448	22,100,221	1,502,281	238,186,388
2021	203,276,431	22,390,182	1,358,524	224,308,089
2022	210,263,567	19,035,965	1,470,026	227,829,506
累計	1,130,509,135	63,526,368	7,706,822	1,186,328,681

※2017年度は可燃ごみの受入れ処理を試行（2017年7月～2018年3月）

環境保全効果

鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画を基に、生ごみの分別資源化を開始した後の2025年度と2019年度の温室効果ガスを比較し、環境保全効果を試算すると、温室効果ガスは、二酸化炭素換算量で年間約6,257t-CO₂減少すると試算されます。

※家庭から出る1人当たりのCO₂排出量 1.25t-CO₂/人・年
 「令和2年度家庭部門のCO₂排出実態統計調査」（環境省）による

約5,000人分の
年間の二酸化炭素
排出量が削減する
試算になります



事業系ごみの処理手数料の改定について

事業系ごみについては、事業者が適正処理を行う責任を有していることに鑑み、その処理にかかる原価相当の料金を徴収することが望ましいとされています。

市民の皆さんに生ごみの分別収集・資源化にご協力をいただく中で、事業者においても「食品リサイクル法」の理念のもと、食品ロスの削減と食品リサイクルの促進に取り組んでいく必要があります。事業系の生ごみの減量化・資源化を促進する観点から、事業系ごみ処理手数料（持ち込みごみ手数料）の見直しを進めます。

少量排出事業所のごみの出し方について

事業所から出るごみは事業者の責任で処理することになっていますが、従業者（事業主を含む）の総数が3人以下で、**食品廃棄物等を排出せず**、ごみの排出量が1日平均1kg以下の事業所は、零細事業所保護の観点から、ごみステーションに排出することを可能としています。



**生ごみを出す事業所は少量排出事業所に該当しないため
ごみステーションに出すことができません。**

これまでどおり、一般廃棄物収集運搬業許可業者・産業廃棄物処理業者に委託、または市の処理施設へ直接搬入（事業系一般廃棄物のみ）してください。



今後の予定

生ごみ資源化の検討経緯、生ごみ分別収集の方法、生ごみの資源化の方法などについて、地域ごとの説明会を開催します。説明会の開催スケジュールは、随時、広報ずし、市ホームページ、市広報板、ごみ分別促進アプリ さんあ〜る[®]でお知らせしていきます。

逗子市のごみ分別アプリ



分別方法を手軽に検索したり、ごみや資源物の収集日をお知らせする機能がついたアプリです。



出前説明会も開催します

自治会・町内会の会合などでの出前説明会も開催します。ご要望がありましたら、資源循環課までお問い合わせください。

問い合わせ先

制度に関することについて

逗子市 環境都市部 資源循環課

TEL：046-873-1111 FAX：046-873-4520

ごみステーション

（収集日・出し方・ルール違反ごみ）について

逗子市 環境都市部 環境クリーンセンター

TEL：046-871-7870 FAX：046-873-9428

2026年（令和8年）4月21日開催

【葉山町】ごみ処理施策の進捗状況について

1. 生ごみ分別の状況

令和7年度生ごみ・燃やすごみ収集量

(単位：t)

種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
生ごみ	119	118	121	130	117	112	108	102	109	137	103	117	116
燃やすごみ	131	144	133	148	152	153	154	139	143	169	134	163	147
計	250	262	254	278	269	265	262	241	252	306	237	280	263

合計1,393トン

合計1,763トン

合計3,156トン

※組成分析の結果、生ごみの分別率は92.58%だった（生ごみでも燃やすごみでもどちらでも排出可能なものを含む）。

燃やすごみ収集量（7年度は生ごみを含む）

(単位：t)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
令和6年度	350	325	293	360	313	290	306	287	292	329	263	243	304
令和7年度	250	262	254	278	269	265	262	241	252	306	237	280	263
増減	▲ 99	▲ 62	▲ 39	▲ 82	▲ 44	▲ 25	▲ 44	▲ 46	▲ 40	▲ 23	▲ 26	37	▲ 41
増減率	▲ 28	▲ 19	▲ 13	▲ 23	▲ 14	▲ 9	▲ 14	▲ 16	▲ 14	▲ 7	▲ 10	15	▲ 13

合計3,651トン

合計3,156トン

※各表右側の合計数値は逗子市が記載

【生ごみ資源化処理施設】日量 1日の作業概算及びローテーション表

作業時間		8:008:309:009:3010:0010:3011:0011:3012:0012:3013:0013:3014:0014:3015:0015:3016:0016:3017:0017:3018:00																					
(就業時間)		(始業) (終業)																					
作業員A	作業	【8:30～8:45】ラジオ体操朝礼 【9:00～11:30】切返し作業 ピット整理 10分 堆肥採取 10分×1回 混合作業 15分×2回 投入作業 3分×5回 原料整理・搬入車等除いている。 【11:30～14:15】切返し作業 堆肥採取 10分×1回 混合作業 15分×2回 投入作業 3分×5回 昼休憩 60分 原料整理・搬入車等除いている。																					
	休憩	【9:00～17:00】破除袋機稼働時間(昼休憩時間除く) 異物目視確認 破除袋処理作業																					
作業員B	作業	【8:50～9:10】薬剤残量確認 発酵槽温度管理(3槽) 水道メーター数量確認 【13:00～13:45】梯子・温度計設置 エア配管清掃 【16:15～17:15】梯子・温度計設置 エア配管清掃																					
	休憩	【9:10～10:00】脱臭設備点検 風量調整 雑作業 【14:15～16:45】切返し作業 堆肥採取 10分×1回 混合作業 15分×2回 投入作業 3分×4回 原料整理・搬入車等除いている。																					
作業員C	作業	【9:10～10:00】脱臭設備点検 風量調整 雑作業 【14:15～16:45】切返し作業 堆肥採取 10分×1回 混合作業 15分×2回 投入作業 3分×4回 原料整理・搬入車等除いている。																					
	休憩	【9:10～10:00】脱臭設備点検 風量調整 雑作業 【14:15～16:45】切返し作業 堆肥採取 10分×1回 混合作業 15分×2回 投入作業 3分×4回 原料整理・搬入車等除いている。																					

※実運用時は原料の搬入量や物性(性状)、作業熟練度等により作業時間は変動する為、上記は1日あたりの作業標準時間となります。

●作業員3名が必要な理由

- 生ごみ資源化処理施設内の高い温度(夏季は、室温35～37℃程度、湿度60～70％程度)、臭い及び粉塵が舞っている過酷な労働環境の中で、職員の健康面及び安全面を考えると休憩時間の確保が重要である。上記ローテーション表のとおり、休憩時間を確保するためには3名の配置が必要となる。
- 逗子市の生ごみが葉山町へ搬入された場合、生ごみ資源化処理施設をフル稼働しないと処理できないと想定しており、稼働中は施設内に最低2名の作業員が必要であり、作業員が3名いないと休憩時間が取れなくなってしまう。
- 令和7年8月に共和化工社員により実施した処理能力試験では、2名体制で所定の時間内に何とか処理ができたものの、重機の操作、作業手順、2名の協力体制等は、長年の経験値によりなせるものであり、同等の処理能力水準を町作業員に求めることは現実的ではないことが判明した。

葉山町クリーンセンター「生ごみ資源化処理施設」の町職員の作業中の状況写真①



葉山町クリーンセンター「生ごみ資源化処理施設」の町職員の作業中の状況写②



葉山町クリーンセンター「生ごみ資源化処理施設」の町職員の作業中の状況写③



7 生ごみの分別資源化開始後の広域処理による財政効果

逗子市と葉山町は、生ごみ資源化の共同処理を行う計画であり、2024 年度（令和 7 年 3 月）から、生ごみ分別収集を開始し、葉山町に設置予定の施設で生ごみの資源化を開始する予定です。

また、2025 年度（令和 7 年度）から鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画（以下「広域化実施計画」という。）に定めたスケジュールに従い、鎌倉市からの可燃ごみを逗子市の焼却施設で受け入れ、年間合計焼却量 20,000 トンの範囲で焼却を実施していく予定です。

広域化実施計画に従って、生ごみの分別資源化を開始した後の 2025 年度（令和 7 年度）逗子市概算試算額と 2020 年度（令和 2 年度）の決算数値を比較し、財政効果を試算しました。

【試算条件】

2020 年度（令和 2 年度）

ごみ焼却量、各市町負担額：令和 2 年度決算数値

2025 年度（令和 7 年度）

ごみ焼却量、各市町概算負担額：広域化実施計画

生ごみ資源化経費：葉山町概算積算単価×生ごみ資源化量（広域化実施計画）

生ごみ収集運搬経費：事業者概算見積りをもとに算出

【財政効果】 年間の財政効果額は 1 億 3,000 万円程度と試算されます。

表 11 財政効果

(千円/年)

	2020 年度（令和 2 年度） 決算数値	2025 年度（令和 7 年度） 概算試算額	財政効果
逗子市負担額	423,745	335,328	88,417

表 12 2020 年度（令和 2 年度）可燃ごみ共同処理決算数値

	ごみ焼却量（t）	負担金（千円）
逗子市	11,307	423,745
葉山町	5,560	208,271
合計	16,867	632,016※

※資料編 26 ページ参照

表 13 2025 年度（令和 7 年度）負担金試算（広域化実施計画）

	ごみ焼却量（t）	負担金（千円）
鎌倉市	8,769	265,686
逗子市	7,841	237,569
葉山町	3,330	100,893
合計	19,940	604,149

※資料編 26 ページ参照

表 14 2025 年度（令和 7 年度）概算試算額

試算額内訳	金額（千円）
逗子市焼却負担金	237,569
生ごみ資源化経費	45,989
生ごみ収集運搬経費	51,770
合計	335,328

生ごみ資源化経費：26.8 円/kg×1,716,000 kg＝45,989 千円

7 生ごみの分別資源化開始後の広域処理による財政効果

逗子市と葉山町は、生ごみ資源化の共同処理を行う計画であり、2024 年度（令和 7 年 3 月）から、生ごみ分別収集を開始し、葉山町に設置予定の施設で生ごみの資源化を開始する予定です。

また、2025 年度（令和 7 年度）から鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画（以下「広域化実施計画」という。）に定めたスケジュールに従い、鎌倉市からの可燃ごみを逗子市の焼却施設で受け入れ、年間合計焼却量 20,000 トンの範囲で焼却を実施していく予定です。

広域化実施計画に従って、生ごみの分別資源化を開始した後の 2025 年度（令和 7 年度）逗子市概算試算額と 2020 年度（令和 2 年度）の決算数値を比較し、財政効果を試算しました。

【試算条件】

2020 年度（令和 2 年度）

ごみ焼却量、各市町負担額：令和 2 年度決算数値

2025 年度（令和 7 年度）

ごみ焼却量、各市町概算負担額：広域化実施計画

生ごみ資源化経費：葉山町概算積算単価×生ごみ資源化量（広域化実施計画）

生ごみ収集運搬経費：事業者概算見積りをもとに算出

【財政効果】 年間の財政効果額は 1 億 3,000 万円程度と試算されます。

表 11 財政効果

（千円/年）

	2020 年度（令和 2 年度） 決算数値	2025 年度（令和 7 年度） 概算試算額	財政効果
逗子市負担額	423,745	291,279	132,466

表 12 2020 年度（令和 2 年度）可燃ごみ共同処理決算数値

	ごみ焼却量（t）	負担金（千円）
逗子市	11,307	423,745
葉山町	5,560	208,271
合計	16,867	632,016※

※資料編 26 ページ参照

表 13 2025 年度（令和 7 年度）負担金試算（広域化実施計画）

	ごみ焼却量（t）	負担金（千円）
鎌倉市	8,914	263,975
逗子市	7,970	236,020
葉山町	3,116	92,276
合計	20,000	592,271※

※資料編 26 ページ参照

表 14 2025 年度（令和 7 年度）概算試算額

試算額内訳	金額（千円）
逗子市焼却負担額	236,020
生ごみ資源化経費	32,659
生ごみ収集運搬経費	22,600
合計	291,279

生ごみ資源化経費：18.9円/kg×1,728,000kg=32,659千円

ii 本編 8、22 ページ

2020 年度（令和 2 年度）焼却経費

維持管理等経費（千円）	
人件費	192,897
センター維持管理 ¹⁾	48,509
焼却施設維持管理 ²⁾	71,390
汚染負荷量賦課金	625
焼却残渣溶融固化等	84,126
資本費等（千円）	
資本費	218,057
定期補修工事費等	16,412
合計（千円）	632,016
ごみ焼却量（t/年）	16,867
1 t 当り単価（千円/t） ³⁾	37.46

(注) 1) 光熱水費等

2) 消耗品費、燃料費、業務委託料等

3) 積算後単価の小数点第 3 位以下は切り捨て。建設改良費（資本費）、運営費及び最終処分費（可燃ごみのみ）それぞれにおいて単価を設定（小数点第 3 位以下はそれぞれの単価において切り捨て）。

2025 年度（令和 7 年度）焼却経費試算

維持管理等経費（千円）	
人件費	190,000
センター維持管理 ¹⁾	58,000
焼却施設維持管理 ²⁾	55,267
汚染負荷量賦課金	542
焼却残渣溶融固化等	96,000
資本費等（千円）	
資本費	42,462
定期補修工事費等	150,000
合計（千円）	592,271
ごみ焼却量（t/年）	20,000
1 t 当り単価（千円/t） ³⁾	29.6

※鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画による試算値

iii 本編 18、19 ページ

地区別収集実績量

収集地区		収集地区別収集実績(2021.8.23~8.27)	
		k g	k g
1	8/23(月)	20,450	14,250
2			
3			
4			
5			
6			
7			
南四地区 合計		43,330	30,350
8	8/24(火)	7,150	5,000
9			
10			
11			
12			
北東地区 合計		36,960	27,560
合計		80,290	57,910
		138,200	

出典：環境クリーンセンター資料

桜山隧道想定経由収集量(t/週)				
(収集地区:1~5)				
8月23日(月)	8月24日(火)	8月26日(木)	8月27日(金)	合計
32,400		23,090		55,490

葉桜団地・イトーピア想定経由収集量(t/週)				
(収集地区:6~12)				
8月23日(月)	8月24日(火)	8月26日(木)	8月27日(金)	合計
10,930	36,960	7,260	27,560	82,710

合計				
43,330	36,960	30,350	27,560	138,200

逗子市・葉山町生ごみ資源化共同処理に係る財政効果額の試算

可燃ごみ処理量（トン）

	令和7年度 処 理 実 績（見込）	令和7年度に （仮定）生ごみ資源化共同処理 を 実 施
鎌倉市	7,053	8,769
（割合）	(0.354)	(0.44)
逗子市	9,557	7,841
（割合）	(0.479)	(0.393)
葉山町	3,330	3,330
（割合）	(0.167)	(0.167)
計	19,940	19,940

可燃ごみ処理費用（千円）

	令和7年度 処 理 実 績（見込）	令和7年度に （仮定）生ごみ資源化共同処理 を 実 施
鎌倉市	213,695	265,686
逗子市	289,562	237,569
葉山町	100,892	100,893
計	604,149	604,149
ごみ処理単価（円/kg）	30.30	30.30

【逗子市】生ごみ資源化量推計量及び処理費用（推計量：2市1町ごみ処理広域化実施計画の令和8年度分）

	生ごみ量（トン）	処理単価（円/kg）	処理費用（千円）
逗子市	1,716	26.8	45,989
葉山町	1,426	* 端数処理の関係から資料8の費用と相違する↑	

【逗子市】令和8年度予算 生ごみ処理費用（千円）

資源化費用	45,989
収集運搬費用	51,770
計	97,759

令和7年度ベース 逗子市と葉山町で案分した場合のごみ処理費用

	令和7年度 (千円)
逗子市	369,391
葉山町	199,779
計	569,170

【逗子市】令和7年度ベース 生ごみ分別実施後処理経費（千円）

可燃ごみ処理費用	237,569
生ごみ資源化費用	97,759
計	335,328

* 369,391千円：569,170千円×0.649
569,170千円：令和7年度処理費用（604,149千円）から、4,677t分の焼却残渣処理及び上水道使用料に係る費用（34,979千円）を除いたもの。
19,940 t－15,263 t（令和5年度処理量）＝4,677 t
令和5年度の処理量の実績比：逗子市0.649、葉山町0.351

【逗子市】令和7年度ベースごみ処理に係る財政効果（千円）

	生ごみ分別・鎌倉市 可燃ごみ受入れ無し	生ごみ分別・鎌倉市 可燃ごみ受入れ有り	財政効果
財政効果額	369,391	335,328	△ 34,063

財政効果額
34,063千円/年